

## (仮称) 泉佐野市子ども基本条例の検討について

### 背景

- ・現在、「泉佐野市子ども未来総合計画」に基づき、「子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」となるよう子育て支援をはじめとする児童福祉行政に取り組んでいる。
- ・その一方で、近年は児童虐待の増加やヤングケアラー、子どもの貧困などが問題となっている。



- ・「子ども基本法」の理念に即し、**権利の主体である子どもの権利が尊重され、家庭や学校等の学びの場、地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるまちの実現を目指すため、**

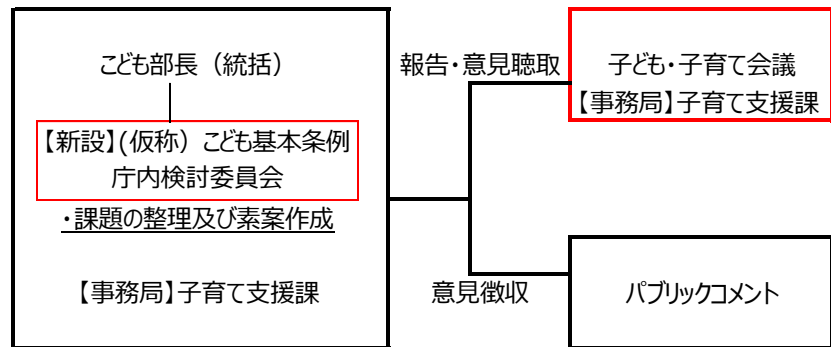
**(仮称) 泉佐野市子ども基本条例の制定を検討する。**

### 体制案

#### ◎ 庁内検討委員会の構成

子ども部長（委員長）  
 子ども貧困対策担当理事  
 （子育て支援課長）  
 少子化対策担当参事  
 地域共生推進課長  
 障害福祉総務担当参事  
 健康都市推進担当理事  
 健康推進課長  
 人権推進課長  
 学校教育課長  
 学校指導担当参事  
 人権教育担当参事  
 青少年課長

- ・子ども部、健康福祉部、市民協働部と教育委員会が連携して「（仮称）泉佐野市子ども基本条例庁内検討委員会」（以下、庁内検討委員会）を組織し、子どもの権利等に関する課題の整理及び素案を作成する。
- ・「庁内検討委員会」で作成した条例素案を「子ども子育て会議」に諮り、条例案を作り上げる。
- ・同時に、パブリック・コメント手続き等を通じて広く市民から意見を募る。



### スケジュール（案）

- ・令和5年 7月 （仮称）子ども基本条例庁内検討委員会【概要説明等】
- ・令和5年 7月～9月（※）（仮称）子ども基本条例庁内検討委員会【条例の骨子、素案の作成】  
【※】この間、子どもへのアンケートや関係期間等へのヒアリングを実施予定
- ・令和5年 9月 子ども・子育て会議で審議
- ・令和5年 11月 パブリックコメントの実施
- ・令和5年 12月（予定） 条例議案の提出
- ※ （仮称）子ども基本条例検討委員会は随時実施